

事業所運営に関する留意事項

1 運営推進会議について

地域との連携や運営の透明性を確保するため、下記のとおり運営推進会議の開催が義務付けられています。

事業形態	開催頻度
地域密着型通所介護	6月に1回
認知症対応型通所介護	
小規模多機能型居宅介護	2月に1回
認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	
地域密着型特定施設入所者生活介護	
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	

議題の内容について

運営推進会議の場においては、当該事業所における運営やサービス提供の方針、日々の活動内容、入居者の状態などを中心に報告するとともに、会議の参加者から質問や意見を受けるなど、できる限り双方向的な会議を目指してください。

しかし、「議題」といって堅く考えたり、義務だから仕方なくと消極的な姿勢で取り組んだりするのではなく、事業所を地域に知ってもらう機会ととらえ、参加者から意見を聴取しやすい雰囲気づくりに努めてください。

なお、事業所の年間目標・年間計画、事故・ヒアリハット、職員の異動・入退職、利用者の入退居・登録状況（待機状況含む）・サービス利用状況については、積極的に議題としてください。

令和2年2月28日付け事務連絡「新型コロナウイルス感染症にかかる介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第3報）」問8の臨時的な取扱いの終了について

新型コロナウイルス感染症への対応として、運営推進介護の書面等での開催の取扱いとなっていました。新型コロナの感染法上の位置づけの変更に伴い、令和5年5月7日付けをもって終了されました。従いまして、今後については事業所内で新型コロナが発生した場合を除き、対面での開催をお願いしたいと思います。

注意事項

- ① 運営推進会議の開催通知は、1週間前までに市に提出すること。
- ② 書面開催にする場合には、1日前までに市に連絡すること。
- ③ 書面開催した場合、開催日1週間以内に議案を市に提出すること。

2 事故報告について

介護サービス提供時に発生した事故等について、連絡の手段を明らかにし、事故に対する適正な対応の確保や再発防止策の検討などを行うために、市へ事故報告を行ってください。

(1) 連絡の対象とする事故の範囲

- ・送迎中等を含むサービス提供による利用者の事故等
 - ※ 事業者側の過失や責任の有無にかかわらず、利用者が死亡又は医療機関での治療を要する程度の状態に至ったものを原則とする。
- ・食中毒、感染症の集団発生（新型コロナを含む）
 - ※ 食中毒又は感染症の場合には、保健所にも報告すること。
- ・火災・震災・風水害により、施設設備の相当程度の破損を伴うなど、介護サービスの提供に重大な影響のあったもの。
- ・施設（事業所）の体制の問題等により、利用者の処遇に影響があったもの。

3 指定更新について

各種指定更新については、いすみ市からの通知は行いません。有効期限の2か月前までに更新申請を行ってください。